

5 退職金

(1) 学歴・年齢・勤続年数別モデル退職金（平成17年）

	学歴 (区分)	勤続年数 (年)	年 齢 (歳)	集 計 社 数 (社)	退職金総額 (千円)	月収換算 (月分)	
男	大学卒、 事務・技術 労働者	3	25	143	573	2.4	
		8	30	139	1,972	6.2	
		13	35	137	4,311	10.8	
		18	40	96	7,837	15.6	
		23	45	87	12,895	22.3	
		28	50	80	18,836	29.8	
		33	55	76	24,990	37.9	
		38	60	40	27,747	46.9	
		定年		18	27,299	45.9	
	高校卒、 事務・技術 労働者	7	25	88	1,167	5.5	
		12	30	93	2,641	9.7	
		17	35	90	4,961	15.1	
		22	40	87	8,306	22.0	
		27	45	80	12,380	28.7	
		32	50	79	17,149	36.1	
		37	55	72	20,954	40.3	
		42	60	33	22,191	46.2	
		定年		16	22,936	46.1	
性	高校卒、 生産労働者	7	25	71	1,204	5.9	
		12	30	73	2,633	10.1	
		17	35	74	4,738	15.5	
		22	40	68	7,852	23.2	
		27	45	68	11,473	30.1	
		32	50	67	15,586	38.5	
		37	55	60	19,262	44.7	
		42	60	26	21,092	51.8	
		定年		11	20,403	47.4	
女	大学卒、 事務・技術 労働者	5	25	55	833	4.1	
		10	30	55	2,079	8.7	
		15	35	45	3,964	14.2	
		20	40	33	6,833	20.8	
		25	45	24	11,013	29.4	
		30	50	22	14,261	34.6	
		35	55	20	17,234	39.2	
		40	60	12	16,916	44.4	
		定年		8	18,046	46.3	
	性	高校卒、 事務・技術 労働者	7	25	61	1,130	5.6
			12	30	63	2,500	10.6
			17	35	49	4,500	16.5
			22	40	38	7,642	23.8
			27	45	37	10,879	31.3
			32	50	34	15,461	38.9
			37	55	30	17,749	41.8
			42	60	17	19,111	47.0
			定年		9	20,279	52.1
性	高校卒、 生産労働者	7	25	31	1,013	5.1	
		12	30	28	2,412	10.4	
		17	35	23	4,443	16.3	
		22	40	21	7,680	25.0	
		27	45	19	11,067	31.4	
		32	50	17	14,602	39.6	
		37	55	14	18,942	45.6	
		42	60	7	19,506	46.3	
		定年		4	19,073	44.8	

資料 平成17年退職金、年金及び定年制事情調査（中央労働委員会事務局）

注1 調査対象企業は原則として資本金5億円以上、労働者1000人以上

注2 会社都合退職による。（自己都合退職は含まない。）

(2) 中小企業退職金共済制度

基本退職金額表（平成14年11月から）

（単位：円）

掛金月額 納付年(月)数	2,000	5,000	10,000	18,000	30,000
1年(12月)	7,200	18,000	36,000	64,800	108,000
2年(24月)	48,000	120,000	240,000	432,000	720,000
5年(60月)	121,640	304,100	608,200	1,094,760	1,824,600
10年(120月)	253,120	632,800	1,265,600	2,278,080	3,796,800
15年(180月)	390,000	975,000	1,950,000	3,510,000	5,850,000
20年(240月)	533,320	1,333,300	2,666,600	4,799,880	7,999,800
25年(300月)	684,160	1,710,400	3,420,800	6,157,440	10,262,400
30年(360月)	842,620	2,106,550	4,213,100	7,583,580	12,639,300

資料 中小企業退職金共済制度のあらまし（平成14年11月1日改訂版）（中小企業退職金共済事業本部）

参考 上記の基本退職金額表は、法令の改正により変わることがあります。

実際に支払われる退職金は、この表の基本退職金と付加退職金（金利の状況等に応じて定められる）を合算したものとなります。

この制度とは別に商工会議所の地区内の事業を対象とした「特定退職金共済制度」や、小規模の個人事業主や会社等の役員を対象とした「小規模企業共済制度」があります。

6 3府県（大阪府、京都府、兵庫県）等における諸手当（平成18年6月）

（1）家族手当（平均額）

（単位：千円）

	全規模計 (397社)	規 模 区 分				
		3000人以上 (33社)	1000～2999人 (39社)	300～999人 (90社)	100～299人 (128社)	99人以下 (107社)
配 偶 者	13.1	14.2	17.7	14.2	12.4	11.0
第 1 子	5.2	8.7	6.6	4.9	5.0	4.1
第 2 子	4.8	7.7	6.2	4.4	4.8	3.8
第 3 子	3.9	6.0	5.3	3.9	3.8	3.1

資料 平成18年度標準勤続者賃金と諸手当（関西経営者協会・京都経営者協会・兵庫県経営者協会）

（2）住宅手当（平均額）

（単位：千円）

支給要件	勤務地区分 産業	京阪神地区勤務者			東京勤務者		
		計	製造業	非製造業	計	製造業	非製造業
扶養家族が ある世帯主	借家・借間	16.9	15.2	19.0	22.3	21.0	24.9
	持家	15.1	13.9	16.8	19.3	18.4	21.0
	社宅	15.2	12.3	17.5	19.7	17.3	22.8
独立生計 の単身者	借家・借間	12.7	11.4	14.4	15.6	14.3	18.5
	持家	11.4	10.0	13.2	13.9	12.9	15.7
	寮	11.9	10.0	13.2	14.5	14.3	14.7
親元同居単身者		9.7	7.1	12.8	10.7	9.0	14.2

資料 平成18年度標準勤続者賃金と諸手当（関西経営者協会・京都経営者協会・兵庫県経営者協会）

7 京都府における最低賃金

(1) 京都府最低賃金

(単位：円)

時間額	発効日	備考
686	18.10.1	京都府内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト等を含む）と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

(2) 産業別最低賃金（該当産業の基幹的労働者に適用されます）

最低賃金の件名	時間額	発効日	下記の者は京都府最低賃金が適用されます
印刷業	761	18.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・手作業による印刷物の運搬、整理、選別、包装、はさみ込み、荷札付け、袋貼り、封筒入れ又は帯封の業務に主として従事する者
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 (粉末冶金製品製造業を除く)	801	18.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務に主として従事する者 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務に主として従事する者 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止め処理の業務に主として従事する者 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務に主として従事する者
金属加工機械、繊維機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置、事務用・サービス用・民生用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 (建設機械・鉱山機械製造業は建設用クレーン製造業に限る)	805	18.12.21	
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	790	18.12.21	
輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 (輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く。建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る)	802	18.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務に主として従事する者 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務に主として従事する者 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止め処理の業務に主として従事する者 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務に主として従事する者 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務に主として従事する者
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる商品を一括して一事業所で売りする事業所)	752 (※3)	18.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

最低賃金の件名	時間額 日額	発効日	下記の者は京都府最低賃金が適用されます
自動車（新車）小売業	750 6,007 (※4)	13.12.20	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの（ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能修習中のもの） ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者 ・洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務に主として従事する者 ・受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務に主として従事する者
自動車小売業 (中古車、自動車部分品・付属品小売業)	741 5,926 (※4)	9.12.21	

資料 京都労働局

- 1 詳しくは京都労働局労働基準部賃金室（電話075-241-3215）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。
- 2 支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

※3 今年度の改正により、最低賃金の表示は時間額のみとなり、日額は廃止されました。

※4 今後、最低賃金額の表示は、時間額・日額併記から時間額単独へ順次、切換えられる予定です。

8 春季賃上げ交渉による妥結額・率

(1) 京都府における推移（昭和52年～平成18年）

(単位：円、%)

年	京 都 府 調 べ		京 都 経 営 者 協 会 調 べ	
	妥 結 額	賃 上 げ 率	妥 結 額	賃 上 げ 率
昭和52年	13,084	9.4	11,925	8.89
53	9,614	6.72	8,711	6.01
54	10,142	6.71	9,624	6.30
55	11,863	7.46	11,833	7.33
56	13,437	8.08	13,572	7.99
57	12,247	7.00	12,965	7.22
58	9,180	4.96	9,035	4.79
59	9,242	4.80	9,540	4.87
60	10,166	5.12	10,802	5.28
61	9,667	4.65	9,958	4.66
62	7,794	3.64	7,730	3.55
63	9,599	4.40	10,071	4.52
平成元	11,380	5.09	12,379	5.38
2	13,467	5.82	14,375	6.09
3	13,770	5.74	14,421	5.92
4	12,625	5.13	13,143	5.24
5	9,993	3.94	10,307	4.02
6	8,069	3.12	8,145	3.12
7	7,428	2.81	7,338	2.75
8	7,229	2.71	7,567	2.76
9	7,361	2.72	7,689	2.76
10	6,653	2.43	6,777	2.43
11	5,009	1.81	5,027	1.79
12	5,001	1.81	7,861	1.70
13	5,020	1.79	4,743	1.67
14	4,109	1.47	3,609	1.26
15	4,020	1.42	3,791	1.31
16	4,143	1.47	4,273	1.48
17	4,593	1.65	4,411	1.53
18	4,560	1.62	4,569	1.59

資料 京都府労政課
春季労使交渉決定結果（京都経営者協会）

注 いずれも単純平均である。

(2) 全国の主要企業における推移（昭和52年～平成18年）

（単位：円、％）

年	厚生労働省調べ		日経連調べ	
	妥結額	賃上げ率	妥結額	賃上げ率
昭和52年	12,536	8.8	12,795	8.82
53	9,218	5.9	9,240	5.82
54	9,959	6.0	9,111	5.68
55	11,679	6.74	11,479	6.58
56	14,037	7.68	13,808	7.51
57	13,613	7.01	13,357	6.91
58	8,964	4.40	8,855	4.36
59	9,354	4.46	9,236	4.42
60	10,871	5.03	10,747	4.98
61	10,146	4.55	9,954	4.47
62	8,275	3.56	7,940	3.44
63	10,573	4.43	10,327	4.39
平成元	12,747	5.17	12,448	5.11
2	15,026	5.94	14,897	5.91
3	14,911	5.65	14,708	5.60
4	13,662	4.95	13,391	4.92
5	11,077	3.89	10,835	3.86
6	9,118	3.13	8,887	3.10
7	8,376	2.83	8,245	2.80
8	8,712	2.86	8,628	2.81
9	8,927	2.90	8,846	2.84
10	8,323	2.66	8,293	2.62
11	7,005	2.21	6,879	2.14
12	6,499	2.06	6,404	1.97
13	6,328	2.01	6,365	1.93
14	5,265	1.66	5,249	1.59
15	5,233	1.63	5,391	1.65
16	5,348	1.67	5,378	1.64
17	5,422	1.71	5,504	1.67
18	5,661	1.79	5,813	1.76

資料 厚生労働省調査（主要大手企業約290社）

日経連調査（大手企業約150社）

注 いずれも加重平均である。

(3) 京都府の産業別賃上げ額（平成18年）

京都府調べ（平成18年6月30日現在）

（単位：円、％）

産 業	要 求 額			妥 結 額		
	組合数	金 額	率	組合数	金 額	率
総 平 均	237	8,536	3.06	224	4,560	1.62
製造業平均	135	7,553	2.73	149	4,558	1.62
食 料 品 ・ た ば こ	4	6,250	2.32	15	5,849	1.87
織 維 ・ 衣 服	20	5,869	2.36	23	3,879	1.58
パ ル プ ・ 紙	1	6,300	2.50	2	4,143	1.42
印 刷 ・ 同 関 連 業	10	11,752	4.92	9	3,925	1.64
化 学	14	8,474	2.75	15	5,351	1.75
窯 業 土 石	7	7,250	2.53	6	6,040	2.09
非 鉄 金 属	4	10,678	4.03	4	4,128	1.72
金 属 製 品	8	8,167	3.17	9	4,390	1.70
一 般 機 械	11	8,749	3.12	12	5,146	1.84
電 気 機 械	26	6,644	2.28	23	2,693	0.90
輸 送 用 機 械	13	5,690	2.03	13	5,244	1.83
精 密 機 械	9	8,155	2.77	10	5,646	1.91
そ の 他 製 造	8	7,454	2.60	8	4,714	1.65
非製造業平均	102	9,839	3.49	75	4,565	1.62
建 設 業	1	5,000	2.09	1	4,800	2.00
情 報 通 信 業	12	12,568	3.59	9	5,213	1.60
運 輸 業	16	5,487	2.08	15	3,224	1.13
卸 売 ・ 小 売 業	36	7,779	2.76	27	4,483	1.60
そ の 他 非 製 造	37	12,970	4.82	23	5,273	1.99

資料 京都府労政課

注 単純平均

(4) 全国の産業別賃上げ額（平成18年）

厚生労働省調べ

産 業	集 計 企業数	平均年齢	賃上げ前 基準内 賃 金	要求額	妥結額	賃上げ率	(参考) 平成17年	
							妥結額	賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	円	%
平 均	288	39.2	316,723	7,099	5,661	1.79	5,422	1.71
建 設	9	39.5	335,792	7,291	4,990	1.49	4,662	1.57
食料品・たばこ	34	37.9	310,931	6,027	5,399	1.74	5,428	1.74
織 維	10	37.8	295,174	8,482	5,901	2.00	5,330	1.85
紙 ・ パ ル プ	5	40.5	321,263	5,886	4,937	1.54	4,807	1.55
化 学	35	40.7	344,597	7,289	5,931	1.72	5,728	1.69
石 油	6	—	418,392	9,129	7,405	1.77	—	—
ゴ ム 製 品	6	40.1	283,819	4,979	4,979	1.75	5,133	1.68
窯 業	7	38.8	299,937	8,820	6,702	2.23	6,106	1.96
鉄 鋼	12	43.7	295,016	6,690	3,690	1.25	3,679	1.24
非 鉄 金 属	10	38.0	295,989	7,354	5,184	1.75	5,456	1.83
機 械	16	38.4	307,045	6,929	6,193	2.02	5,816	1.86
電 気 機 器	16	38.6	328,153	6,726	6,613	2.02	7,830	2.48
造 船	6	40.4	327,778	8,966	5,966	1.82	6,000	1.84
自 動 車	27	38.1	317,339	6,911	6,772	2.13	6,207	1.93
そ の 他 製 造	6	35.5	267,017	6,409	4,711	1.76	4,820	1.77
電 力 ・ ガ ス	7	38.0	293,736	7,735	3,694	1.26	3,966	1.34
情 報 通 信	7	38.1	339,270	—	4,743	1.40	5,119	1.48
運 輸	27	41.2	320,289	5,631	5,519	1.72	5,581	1.73
卸 ・ 小 売	29	36.4	309,312	7,377	5,715	1.85	5,158	1.62
サ ー ビ ス	10	34.1	295,867	7,717	7,005	2.37	6,111	1.94

資料 厚生労働省調べ

- 注1 集計対象企業は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1000人以上の労働組合のある企業のうち、妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）等を把握できた288社である。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。
- 2 妥結額が非公表などの理由により、集計に必要な妥結内容を把握できなかった企業については、集計対象から除外している。
- 3 要求額については、具体的な要求額が把握できた209社について算出した。
- 4 妥結額は、原則として定期昇給込みの平均賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳等）での妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）を含んでいる。なお、集計対象企業中、年齢ポイントを用いた企業は39社であり、妥結額4,652円、賃上げ率1.55%となっている。
- 5 集計企業数が1～3社の産業は、全産業の平均には算入しているが、産業別の集計結果は公表しない。
- 6 鉄鋼、非鉄金属、機械、造船における要求額は、一部2年単位での要求額も含まれる（妥結額については平成18年度の賃上げ額を表示）。

9 京都府における一時金交渉の妥結額・月数

(1) 平成18年夏季一時金（平成18年7月31日現在）

(単位：円、月)

産 業	要 求 額			妥 結 額		
	組合数	金 額	月 数	組合数	金 額	月 数
総 平 均	106	695,724	2.49	212	598,793	2.07
製造業平均	56	669,864	2.54	131	606,285	2.13
食 料 品 ・ た ば こ	1	561,278	2.40	12	745,945	2.47
織 維 ・ 衣 服	13	560,788	2.24	13	445,612	1.76
パ ル プ ・ 紙	2	557,210	1.91	3	594,450	2.00
印 刷 ・ 同 関 連 業	6	642,682	2.75	10	395,507	1.65
化 学	7	791,327	2.71	14	690,168	2.20
窯 業 土 石	1	759,080	3.00	3	785,069	2.62
非 鉄 金 属	1	810,132	3.00	5	568,812	2.27
金 属 製 品	4	573,166	2.32	11	460,310	1.73
一 般 機 械	5	808,113	2.89	14	716,977	2.48
電 気 機 械	6	696,975	2.61	21	621,171	2.11
輸 送 用 機 械	2	545,015	2.00	7	757,764	2.48
精 密 機 械	4	868,872	3.32	11	728,953	2.45
そ の 他 製 造	4	625,313	2.18	7	372,921	1.34
非製造業平均	50	724,687	2.44	81	586,675	1.98
建 設 業	1	660,000	2.70	2	640,000	2.48
情 報 通 信 業	7	971,034	2.77	7	807,072	2.30
運 輸 業	6	564,987	2.42	11	472,863	1.80
卸 売 ・ 小 売 業	17	704,831	2.21	27	609,888	1.95
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	—	—	—	2	450,827	1.78
医 療 ・ 福 祉 ・ 教 育 ・ 学 習 支 援 業	12	761,219	2.64	18	523,454	1.87
サ ー ビ ス 業 他	7	610,059	2.26	12	576,283	2.02

資料 京都府労政課

注 単純平均

(2) 平成18年年末一時金 (平成18年12月31日現在)

(単位：円、月)

産 業	要 求 額			妥 結 額		
	組合数	金 額	月 数	組合数	金 額	月 数
総 平 均	126	728,851	2.62	194	598,729	2.11
製造業平均	72	676,823	2.52	122	591,853	2.13
食 料 品 ・ た ば こ	1	399,226	1.75	7	624,858	2.26
織 維 ・ 衣 服	15	577,017	2.29	16	393,841	1.56
パ ル プ ・ 紙	2	551,442	1.91	3	600,631	2.03
印 刷 ・ 同 関 連 業	6	584,534	2.57	7	430,036	1.91
化 学	11	762,616	2.59	13	691,006	2.28
窯 業 土 石	3	695,361	2.78	5	642,900	2.33
非 鉄 金 属	2	758,879	3.01	4	522,411	2.14
金 属 製 品	3	605,215	2.55	8	509,792	1.94
一 般 機 械	7	861,028	3.00	13	692,580	2.45
電 気 機 械	9	697,845	2.47	21	609,732	2.09
輸 送 用 機 械	2	568,171	2.06	6	673,911	2.40
精 密 機 械	6	772,253	2.77	12	743,497	2.50
そ の 他 製 造	5	636,153	2.24	7	511,357	1.80
非製造業平均	54	798,223	2.74	72	610,380	2.07
建 設 業	1	712,302	2.92	1	704,984	2.89
情 報 通 信 業	7	1,079,669	2.78	7	797,261	2.05
運 輸 業	7	638,882	2.89	10	441,620	1.77
卸 売 ・ 小 売 業	14	742,596	2.33	23	608,451	1.90
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	2	545,329	2.28	3	461,820	2.03
医 療 ・ 福 祉 ・ 教 育 ・ 学 習 支 援 業	16	903,965	3.27	17	652,108	2.34
サ ー ビ ス 業 他	7	630,203	2.40	11	616,333	2.23

資料 京都府労政課

注 単純平均

(3) 企業規模別にみた賃上げ・一時金の推移 (平成13～18年)

		～299人		300～999人		1000人～	
13年	賃上げ	4,608円	1.72%	4,851円	1.77%	5,968円	1.92%
	夏季一時金	487,132円	1.82月	559,150円	2.02月	667,015円	2.12月
	年末一時金	522,952円	1.94月	556,565円	2.08月	702,293円	2.27月
14年	賃上げ	3,599円	1.35%	4,306円	1.55%	5,141円	1.65%
	夏季一時金	478,759円	1.74月	555,975円	1.96月	641,916円	2.06月
	年末一時金	533,158円	1.93月	575,547円	2.04月	665,746円	2.15月
15年	賃上げ	3,699円	1.37%	3,973円	1.45%	4,573円	1.48%
	夏季一時金	464,011円	1.68月	504,172円	1.81月	633,485円	2.07月
	年末一時金	496,396円	1.83月	515,497円	1.95月	675,263円	2.17月
16年	賃上げ	3,581円	1.34%	4,154円	1.50%	4,914円	1.59%
	夏季一時金	477,446円	1.77月	536,442円	1.93月	671,468円	2.07月
	年末一時金	503,726円	1.86月	535,252円	1.97月	698,038円	2.22月
17年	賃上げ	4,259円	1.60%	4,687円	1.77%	5,149円	1.66%
	夏季一時金	484,074円	1.79月	528,925円	1.93月	708,674円	2.23月
	年末一時金	516,805円	1.92月	544,089円	2.00月	739,638円	2.34月
18年	賃上げ	4,429円	1.67%	4,575円	1.73%	4,741円	1.53%
	夏季一時金	519,642円	1.90月	579,720円	2.07月	715,175円	2.27月
	年末一時金	573,796円	2.08月	572,921円	2.05月	673,064円	2.18月

資料 京都府労政課

10 京都府の賃金の動き

(30人以上規模)

(単位：円、%)

	名 目 賃 金									実質賃金	
	現金給与総額			きまって支給する給与			所定内 給 与	特別に支 払われた 給 与	現金給与総額		
	実 額	指 数	対前年 増減率	実 額	指 数	対前年 増減率	実 額	実 額	指 数	対前年 増加率	
平成12年	386,202	100.0	△1.2	303,297	100.0	△0.8	279,238	82,905	100.0	0.0	
13	387,856	98.8	△1.2	305,707	99.5	△0.5	282,001	82,149	99.5	△0.5	
14	354,705	95.9	△2.9	285,326	97.7	△1.8	266,227	69,379	97.5	△2.0	
15	351,358	96.9	1.0	283,017	99.0	1.3	262,912	68,341	98.8	1.3	
16	356,654	96.6	△0.3	290,831	100.5	1.5	270,003	65,823	98.4	△0.4	
17	354,171	97.0	0.4	288,033	100.3	△0.2	266,758	66,138	99.2	0.8	

資料 平成17年京都府の勤労統計（京都府統計課）

注1 名目賃金指数＝今回、平成12年平均の給与額を100とした各年の賃金指数
（各年平均給与額÷平成12年平均給与額×100）

2 実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数×100

消費者物価指数は京都府統計課調べの京都市分（持家の帰属家賃を除く総合指数）

3 指数及び対前年増減率は調査事業所の抽出替えに伴うギャップ修正済みである。

11 京都府における標準勤続者賃金

(1) 学歴、職掌及び年齢、勤続年数別所定内賃金（京都）

学歴・職掌	職位	年齢	勤続年数	扶養家族数	集計会社	所定内賃金（千円）		
							基本給（千円）	
大卒・事務技術	非管理職	22	0	0	42	199.6	191.4	
		25	3	0	42	218.5	206.0	
		30	8	2	42	276.9	245.8	
		35	13	3	39	335.7	293.3	
		45	23	3	31	394.7	346.7	
		55	33	2	20	445.7	400.3	
		定年直前		1	22	447.2	410.9	
	管理職	35	13	3	16	377.4	303.7	
		45	23	3	32	489.6	416.9	
		55	33	2	34	591.6	501.5	
		定年直前		1	24	569.0	498.9	
	高卒・事務技術	非管理職	18	0	0	21	162.1	153.7
			22	4	0	20	185.2	177.5
			25	7	0	21	205.0	193.0
30			12	2	24	262.4	234.0	
35			17	3	29	314.8	275.8	
45			27	3	20	384.3	335.5	
55			37	2	23	424.7	383.6	
定年直前			1	23	416.3	387.4		
管理職		35	17	3	9	386.3	333.5	
		45	27	3	18	484.1	411.2	
		55	37	2	24	541.5	463.9	
		定年直前		1	20	522.8	461.6	
高卒・技能		非管理職	18	0	0	21	162.4	151.9
			22	4	0	18	189.1	173.2
	25		7	0	23	208.0	192.3	
	30		12	2	23	259.1	225.4	
	35		17	3	23	296.1	256.2	
	45		27	3	19	354.5	307.2	
	55		37	2	20	392.0	352.2	
	定年直前		1	18	381.3	346.0		
	管理職	35	17	3	8	370.5	336.2	
		45	27	3	14	445.2	384.3	
		55	37	2	15	520.8	464.8	
		定年直前		1	13	504.7	455.8	

資料 平成18年度標準勤続者賃金と諸手当（関西経営者協会・京都経営者協会・兵庫県経営者協会）

注 調査対象：京都経営者協会の会員会社及び京都府に本社を有する主要会社

標準勤続者：基準年齢で学校を卒業後直ちに入社し勤続している者であって、表中の学歴、職掌および年齢別に定める勤続年数・扶養家族数に該当する者

(2) 学歴、職掌及び年齢、勤続年数別所定内賃金（大阪・京都・兵庫）

学歴・職掌	職位	年齢	勤続年数	扶養家族数	集計会社	所定内賃金（千円）		
							基本給（千円）	
大卒・事務技術	非管理職	22	0	0	307	202.8	190.1	
		25	3	0	291	224.1	209.5	
		30	8	2	311	283.2	248.1	
		35	13	3	284	333.1	288.8	
		45	23	3	211	398.6	349.1	
		55	33	2	166	441.4	395.2	
		定年直前		1	141	436.4	397.0	
	管理職	35	13	3	158	395.0	333.4	
		45	23	3	253	490.4	424.6	
		55	33	2	243	575.1	499.2	
		定年直前		1	176	554.3	489.1	
	高卒・事務技術	非管理職	18	0	0	150	162.6	153.8
			22	4	0	144	186.9	177.2
			25	7	0	161	206.8	193.5
30			12	2	175	260.7	231.4	
35			17	3	183	306.4	268.1	
45			27	3	153	374.0	330.3	
55			37	2	150	416.6	375.8	
定年直前			1	126	418.3	384.5		
管理職		35	17	3	88	371.2	310.3	
		45	27	3	137	451.3	386.3	
		55	37	2	162	539.1	472.9	
		定年直前		1	121	525.7	465.6	
高卒・技能		非管理職	18	0	0	150	163.2	152.7
			22	4	0	136	184.6	173.0
	25		7	0	148	205.5	191.2	
	30		12	2	160	253.2	219.8	
	35		17	3	145	293.1	252.0	
	45		27	3	131	349.7	302.6	
	55		37	2	115	389.1	346.3	
	定年直前		1	101	390.4	352.6		
	管理職	35	17	3	44	357.9	306.3	
		45	27	3	75	439.7	376.1	
		55	37	2	76	503.3	441.4	
		定年直前		1	66	486.4	430.6	

資料 平成18年度標準勤続者賃金と諸手当（関西経営者協会・京都経営者協会・兵庫県経営者協会）
注 調査対象：関西経営者協会、京都経営者協会、兵庫県経営者協会の会員会社及び京阪神に本社を有する主要会社
標準勤続者：基準年齢で学校を卒業後直ちに入社し勤続している者であって、表中の学歴、職掌および年齢別に定める勤続年数・扶養家族数に該当する者

12 京都府における1人平均月間賃金と労働時間（平成17年）

（賃 金）

（単位：円）

産業	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与			
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女	
産 業 平 均	354,171	434,907	244,176	288,033	352,951	199,590	66,138	81,956	44,586	
建 設 業	418,121	439,144	210,399	341,324	359,663	160,128	76,797	79,481	50,271	
製 造 業 平 均	388,548	463,559	217,779	311,809	368,467	182,820	76,739	95,092	34,959	
製 造 業	食料品・たばこ	306,563	393,219	184,088	270,250	339,857	171,872	36,313	53,362	12,216
	織 維	275,658	354,085	171,232	249,204	314,351	162,459	26,454	39,734	8,773
	衣 服	331,706	566,730	232,702	256,133	418,720	187,643	75,573	148,010	45,059
	木 材	327,715	367,306	190,319	275,413	308,010	162,289	52,302	59,296	28,030
	家 具	419,666	446,993	280,864	325,590	344,779	228,125	94,076	102,214	52,739
	パルプ・紙	464,964	498,641	196,140	356,039	380,224	162,983	108,925	118,417	33,157
	印 刷	360,310	390,425	213,977	306,365	332,122	181,209	53,945	58,303	32,768
	化 学	395,058	487,801	218,143	300,104	367,104	172,295	94,954	120,697	45,848
	プラスチック	373,843	453,736	188,170	303,299	365,427	158,913	70,544	88,309	29,257
	窯業・土石	389,209	463,638	179,855	319,327	377,800	154,854	69,882	85,838	25,001
	鉄 鋼	485,362	519,478	262,747	388,037	415,784	206,983	97,325	103,694	55,764
	非鉄金属	252,911	343,878	154,976	234,457	311,250	151,783	18,454	32,628	3,193
	金属製品	437,487	463,298	307,077	343,433	362,547	246,861	94,054	100,751	60,216
	一般機械	449,349	501,754	222,395	356,844	398,052	178,383	92,505	103,702	44,012
	電気機器	373,697	455,088	207,226	304,326	368,564	172,938	69,371	86,524	34,288
	情報通信機器	506,297	561,000	261,184	401,230	440,566	224,975	105,067	120,434	36,209
	電子部品・デバイス	441,645	496,746	279,125	349,274	391,265	225,423	92,371	105,481	53,702
	輸送用機器	393,999	450,147	247,976	301,375	343,579	191,618	92,624	106,568	56,358
	精密機器	423,762	517,213	218,769	317,706	381,752	177,216	106,056	135,461	41,553
そ の 他	450,799	541,636	272,913	314,067	370,560	203,438	136,732	171,076	69,475	
電気・ガス・熱供給・水道業	600,726	615,643	460,064	442,774	454,392	333,215	157,952	161,251	126,849	
情 報 通 信 業	435,901	486,031	301,252	360,642	401,572	250,705	75,259	84,459	50,547	
運 輸 業	366,864	382,461	216,354	327,692	341,480	194,639	39,172	40,981	21,715	
卸売・小売業	254,076	371,725	159,092	218,894	316,866	139,797	35,182	54,859	19,295	
金 融 ・ 保 険 業	523,225	629,442	369,523	408,729	477,672	308,964	114,496	151,770	60,559	
不 動 産 業	310,158	428,157	164,056	246,122	333,856	137,493	64,036	94,301	26,563	
飲食店、宿泊業	154,077	229,430	101,923	137,534	200,193	94,165	16,543	29,237	7,758	
医 療 、 福 祉	367,228	468,143	322,609	297,560	389,558	256,884	69,668	78,585	65,725	
教育、学習支援業	476,240	552,737	402,338	341,968	393,092	292,578	134,272	159,645	109,760	
複合サービス事業	370,704	427,859	161,440	296,575	339,760	138,459	74,129	88,099	22,981	
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	330,084	405,147	220,983	271,424	326,673	191,123	58,660	78,474	29,860	

資料 平成17年京都府の勤労統計（京都府統計課）

注1 常用労働者30人以上の事業所

(労働時間)

(単位：時間、日)

産業	総実労働時間数			所定内労働時間数			所定外労働時間数			出勤日数			
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	
産業平均	149.2	163.0	130.5	136.9	146.4	124.1	12.3	16.6	6.4	19.0	19.5	18.3	
建設業	190.6	193.5	161.4	166.5	167.3	158.6	24.1	26.2	2.8	21.3	21.3	20.6	
製造業平均	162.6	170.4	144.6	148.5	153.2	137.6	14.1	17.2	7.0	19.5	19.7	19.1	
製 造 業	食料品・たばこ	157.4	171.8	137.2	148.3	160.3	131.5	9.1	11.5	5.7	20.0	20.7	19.0
	織 維	178.1	189.0	163.6	164.2	170.5	155.9	13.9	18.5	7.7	21.6	21.5	21.6
	衣 服	154.0	154.6	153.8	148.1	149.0	147.7	5.9	5.6	6.1	19.9	19.7	20.0
	木 材	176.9	182.8	156.3	158.7	161.6	148.5	18.2	21.2	7.8	20.5	20.9	19.1
	家 具	168.1	168.5	166.3	155.9	154.6	163.0	12.2	13.9	3.3	20.2	20.1	20.7
	パルプ・紙	178.0	181.9	147.1	155.9	157.7	141.5	22.1	24.2	5.6	19.6	19.6	19.3
	印 刷	182.9	188.9	154.2	159.6	162.9	143.6	23.3	26.0	10.6	20.2	20.5	18.8
	化 学	149.1	162.1	124.2	138.6	148.9	118.9	10.5	13.2	5.3	19.2	19.6	18.4
	プラスチック	163.3	175.5	134.9	144.7	151.2	129.5	18.6	24.3	5.4	19.4	19.6	18.7
	窯業・土石	160.0	165.7	144.0	143.5	147.6	131.9	16.5	18.1	12.1	19.4	19.6	19.1
	鉄 鋼	187.4	191.3	162.1	148.7	149.4	144.2	38.7	41.9	17.9	19.3	19.3	19.0
	非鉄金属	173.8	186.0	160.7	155.9	163.9	147.3	17.9	22.1	13.4	20.6	20.5	20.8
	金属製品	163.2	164.6	156.0	149.7	149.8	149.3	13.5	14.8	6.7	19.2	19.2	19.3
	一般機械	163.4	169.3	137.6	148.6	152.5	131.5	14.8	16.8	6.1	19.6	19.8	18.9
	電気機器	159.2	165.6	146.4	145.9	149.6	138.5	13.3	16.0	7.9	19.1	19.4	18.5
	情報通信機器	164.6	168.2	149.1	151.2	152.7	144.8	13.4	15.5	4.3	19.4	19.5	18.7
	電子部品・デバイス	169.5	175.0	153.3	150.0	152.2	143.4	19.5	22.8	9.9	19.1	19.3	18.4
	輸送用機器	161.4	166.5	148.0	145.2	147.1	140.3	16.2	19.4	7.7	18.9	19.0	18.7
	精密機器	150.6	155.6	139.9	142.4	146.3	133.9	8.2	9.3	6.0	18.4	18.6	18.0
	その他	161.7	171.0	143.4	141.8	146.1	133.3	19.9	24.9	10.1	19.0	19.2	18.5
電気・ガス・熱供給・水道業	157.8	158.5	151.3	144.4	144.6	142.3	13.4	13.9	9.0	18.8	18.9	18.6	
情報通信業	163.3	167.7	151.2	146.2	148.7	139.3	17.1	19.0	11.9	19.8	20.1	19.0	
運輸業	189.9	193.8	152.4	161.9	163.9	143.4	28.0	29.9	9.0	20.8	20.9	19.2	
卸売・小売業	136.3	154.1	122.0	130.9	145.9	118.8	5.4	8.2	3.2	19.9	20.9	19.1	
金融・保険業	154.9	160.1	147.4	142.4	144.7	139.1	12.5	15.4	8.3	19.4	19.5	19.2	
不動産業	134.4	149.6	115.5	128.7	142.8	111.3	5.7	6.8	4.2	18.7	19.4	17.8	
飲食店、宿泊業	115.7	141.4	98.0	110.4	133.0	94.8	5.3	8.4	3.2	17.2	19.1	16.0	
医療、福祉	141.4	140.3	141.9	135.2	132.5	136.4	6.2	7.8	5.5	18.4	17.5	18.8	
教育、学習支援業	124.8	129.8	119.9	108.5	110.5	106.6	16.3	19.3	13.3	15.3	15.6	15.1	
複合サービス事業	146.4	154.9	115.1	134.6	142.7	104.7	11.8	12.2	10.4	19.9	20.0	19.6	
サービス業 (他に分類されないもの)	143.2	152.0	130.5	133.3	140.7	122.6	9.9	11.3	7.9	19.1	19.2	18.8	

資料 平成17年京都府の勤労統計(京都府統計課)

注1 常用労働者30人以上の事業所

13 京都市の勤労者世帯1世帯当たりの収入と支出（平成18年9月）

項 目	18年9月（速報値）			17年9月			全国18年9月（速報値）	
	実 数	構 成 比	対前年同月 増 加 率	実 数	構 成 比	17年平均 実 数	実 数	対前年同月 増 加 率
集計世帯数(世帯)	44	—	—	43	—	42	4,221	* 4,333
世帯人員(人)	3.27	—	—	3.65	—	3.75	3.38	* 3.42
有業人員(人)	1.64	—	—	1.44	—	1.52	1.67	* 1.65
世帯主の年齢(歳)	47.0	—	—	44.5	—	45.6	46.8	* 46.9
実 収 入	429,684 円	100.0 %	△17.3 %	519,494 円	100.0 %	569,202 円	429,609 円	1.0 %
経 常 収 入	420,705	97.9	△18.6	516,811	99.5	558,405	424,860	1.3
勤め先収入	415,092	96.6	△15.2	489,497	94.2	535,782	419,423	1.3
世帯主収入	372,452	86.7	△18.1	454,516	87.5	497,947	363,021	2.2
(うち男)	349,218	81.3	△22.0	447,578	86.2	486,047	348,632	1.3
定期収入	369,085	85.9	△18.3	451,743	87.0	413,066	360,248	2.2
臨時収入・賞与	3,367	0.8	21.5	2,772	0.5	84,881	2,774	6.8
世帯主の配偶者の収入	38,549	9.0	14.8	33,586	6.5	35,826	48,462	0.0
(うち女)	38,549	9.0	14.8	33,586	6.5	35,826	47,708	△1.4
他の世帯員収入	4,091	1.0	193.3	1,395	0.3	2,009	7,940	△24.2
事業・内職収入	5,350	1.2	△66.5	15,974	3.1	6,774	2,786	6.1
他の経常収入	264	0.1	△97.7	11,339	2.2	15,849	2,652	△0.3
特別収入	8,979	2.1	234.7	2,683	0.5	10,797	4,748	△24.1
実収入以外の収入	368,082	—	9.8	335,252	—	382,671	355,048	△3.5
実 支 出	364,262	—	0.3	363,153	—	417,522	360,962	△5.0
消 費 支 出	296,896	100.0	5.3	281,845	100.0	319,697	293,979	△6.4
食 料	76,807	25.9	5.8	72,608	25.8	78,329	67,694	△2.2
穀 類	8,006	2.7	15.9	6,909	2.5	7,880	6,570	△1.7
魚 介 類	6,871	2.3	42.8	4,810	1.7	6,701	5,765	1.0
肉 類	6,897	2.3	△2.2	7,052	2.5	8,191	6,140	△1.1
乳 卵 類	3,682	1.2	△0.3	3,692	1.3	3,973	3,406	△2.9
野菜・海藻	9,349	3.1	4.1	8,983	3.2	9,188	7,792	1.0
果 物	2,968	1.0	69.3	1,753	0.6	1,923	2,402	△3.4
油脂・調味料	3,150	1.1	9.4	2,879	1.0	3,388	2,894	0.8
菓子類	5,134	1.7	3.0	4,983	1.8	5,324	4,859	1.0
調理食品	7,935	2.7	△20.8	10,016	3.6	9,937	8,000	△3.3
飲料	4,127	1.4	△5.9	4,386	1.6	3,972	3,905	△4.5
酒 類	3,618	1.2	42.3	2,542	0.9	2,664	2,881	△10.2
外 食	15,070	5.1	3.2	14,602	5.2	15,188	13,082	△4.1
住 居	9,969	3.4	△44.5	17,969	6.4	15,749	18,173	△17.6
家賃地代	9,599	3.2	△44.0	17,131	6.1	13,337	14,024	△11.5
設備修繕・維持	370	0.1	△55.8	838	0.3	2,413	4,149	△33.1
光熱・水道	17,629	5.9	△18.5	21,628	7.7	22,222	18,739	△0.8
電気代	9,969	3.4	△9.3	10,990	3.9	9,453	9,436	1.0
ガス代	3,561	1.2	8.8	3,273	1.2	6,381	4,104	6.9
他の光熱	0	—	—	0	—	384	406	△9.0
上下水道料	4,099	1.4	△44.3	7,365	2.6	6,004	4,792	△8.9
家具・家事用品	6,979	2.4	△11.9	7,918	2.8	9,669	8,699	△11.7
家庭用耐久財	1,984	0.7	△30.8	2,866	1.0	3,346	2,284	△32.5
室内装備・装飾品	75	0.0	△81.8	411	0.1	794	549	△33.9
寝 具 類	242	0.1	12.0	216	0.1	506	806	26.9
家事雑貨	2,075	0.7	7.0	1,940	0.7	2,124	1,917	0.6
家事用消耗品	2,039	0.7	△5.6	2,160	0.8	2,369	2,183	△0.2
家事サービス	564	0.2	73.5	325	0.1	530	960	5.6

資料 統計京都2006年12月（京都府統計課）

注1 *印は前年同月の実数を示す。

2 主要項目のため内訳と計とは必ずしも一致しない。

3 実収入とは税込みの収入、実収入以外の収入とは貯金の引き出しや月賦、掛買いの購入金など。

項 目	18年9月(速報値)			17年9月		17年平均 実 数	全国18年9月(速報値)	
	実 数	構 成 比	対前年同月 増 加 率	実 数	構 成 比		実 数	対前年同月 増 加 率
被服及び履物	17,465円	5.9%	63.9%	10,655円	3.8%	15,481円	11,022円	7.3%
和服	0	—	—	0	—	112	73	△2.7
洋服	7,119	2.4	122.8	3,195	1.1	5,966	4,054	14.1
シャツ・セーター類	5,048	1.7	162.2	1,925	0.7	3,619	2,469	5.3
下着類	1,051	0.4	94.6	540	0.2	1,156	1,011	△1.2
生地・糸類	41	0.0	△62.0	108	0.0	114	162	△13.4
他の被服	897	0.3	△20.5	1,128	0.4	1,390	888	11.0
履物類	1,962	0.7	△17.7	2,384	0.8	2,053	1,583	7.9
被服関連サービス	1,347	0.5	△2.1	1,376	0.5	1,069	782	△5.2
保健医療	20,362	6.9	121.4	9,196	3.3	11,729	11,079	△4.5
医薬品	2,195	0.7	76.0	1,247	0.4	1,427	1,375	0.2
健康保持用摂取品	1,619	0.5	7.8	1,502	0.5	958	851	△13.0
保健医療用品・器具	2,199	0.7	△11.5	2,484	0.9	3,144	2,133	△13.2
保健医療サービス	14,349	4.8	262.1	3,963	1.4	6,200	6,720	△1.2
交通・通信	35,750	12.0	27.3	28,090	10.0	42,855	40,572	△17.0
交通	11,849	4.0	40.2	8,449	3.0	8,765	7,051	△11.8
自動車等関係費	12,260	4.1	80.1	6,808	2.4	21,494	21,562	△22.4
通信	11,641	3.9	△9.3	12,833	4.6	12,596	11,959	△8.9
教育	23,579	7.9	△20.1	29,512	10.5	25,058	22,640	7.0
授業料等	19,734	6.6	4.4	18,895	6.7	16,611	18,277	4.9
教科書・学習参考教材	96	0.0	△71.1	332	0.1	517	368	△25.7
補習教育	3,750	1.3	△63.5	10,285	3.6	7,930	3,995	23.2
教養娯楽	27,300	9.2	12.7	24,214	8.6	29,845	27,702	△9.0
教養娯楽用耐久財	349	0.1	△10.1	388	0.1	2,732	2,647	△24.4
教養娯楽用品	7,315	2.5	19.5	6,122	2.2	7,151	5,699	△9.9
書籍・他の印刷物	5,258	1.8	0.0	5,257	1.9	5,142	4,465	△0.9
教養娯楽サービス	14,378	4.8	15.5	12,448	4.4	14,820	14,891	△7.6
その他の消費支出	61,055	20.6	1.7	60,055	21.3	68,760	67,660	△5.8
諸雑費	21,316	7.2	△12.6	24,389	8.7	22,965	19,684	△9.1
こづかい	25,688	8.7	10.1	23,329	8.3	26,388	21,129	0.8
交際費	13,028	4.4	43.4	9,082	3.2	14,961	16,271	△14.2
仕送り金	1,023	0.3	△68.6	3,256	1.2	4,446	10,576	3.1
非消費支出	67,367	—	△17.1	81,307	—	97,825	66,983	1.9
勤労所得税	15,741	—	△23.1	20,478	—	22,913	12,785	13.9
他の税	13,059	—	△16.4	15,618	—	22,812	14,902	0.6
社会保険料	38,567	—	△14.7	45,204	—	52,088	39,209	△0.7
他の非消費支出	0	—	△100.0	7	—	13	87	△54.9
実支出以外の支出	433,157	—	△12.0	492,435	—	535,682	425,162	2.0
現物総額	3,232	—	△53.2	6,905	—	8,435	7,316	△3.5
可処分所得	362,317	—	△17.3	438,186	—	471,377	362,626	0.8
黒字	65,422	—	—	156,341	—	151,681	68,647	—
金融資産純増	18,759	—	—	120,365	—	117,131	31,772	—
貯蓄純増	14,100	—	—	114,863	—	110,330	29,606	—
有価証券純購入	4,659	—	—	5,502	—	6,801	2,165	—
土地家屋借金純減	27,084	—	—	31,923	—	38,271	31,708	—
分割・一括払購入借入金純減	13,523	—	—	914	—	△5,015	3,039	—
平均消費性向	81.9%	—	—	64.3%	—	67.8%	81.1%	* 87.3%
貯蓄純増(平均貯蓄率)	3.9%	—	—	26.2%	—	23.4%	8.2%	* 5.6%
エンゲル係数	25.9%	—	—	25.8%	—	24.5%	23.0%	* 22.0%

4 実支出以外の支出とは貯金、投資、財産購入、借金返済など。

5 可処分所得とは手取収入のことで、実収入から税金などの非消費支出を引いたもの。

6 平均消費性向とは可処分所得に対する消費支出の割合をいう。

14 国内総生産額（名目）、賃金・可処分所得と同増減率、
消費者物価上昇率（年）（平成13年～平成17年）

（単位：円、％）

年	国内総生産額 （名目） 単位10億	賃金 （現金給与総額、年間平均月額）		可処分所得 （年間平均月額）			消費者物価 上昇率（年）
		名 目 値	対前年 増減率	名 目 値	名 目 増加率	実 質 増加率	
平成13年	497,720	397,366	△0.9	464,723	△1.7	△0.8	△0.7
14	491,312	387,638	△2.9	452,501	△2.6	△1.5	△0.9
15	490,294	389,664	△0.1	440,461	△2.7	△2.4	△0.3
16	498,328	376,964	△0.8	444,966	1.0	1.0	0.0
17	501,403	380,438	1.0	398,856	△1.7	△1.3	△0.3

資料 国内総生産 平成17年度国民経済計算（内閣府）
賃金 平成17年毎月勤労統計調査年報（厚生労働省） 事業所規模30人以上
可処分所得 家計調査年報平成17年（総務省）
消費者物価 消費者物価指数年報平成17年（総務省）

15 全国における労働配分率、経常利益増減率（昭和60年度～平成17年度）

（単位：％）

年	労働配分率					経常利益増減率	
	全産業				製造業	全産業	製造業
	総数	資本金1億円以上企業	1千万～1億円未満	1千万円未満企業			
昭和60年度	65.39	53.31	70.91	80.75	64.99	4.2	△ 1.9
61	65.90	54.31	71.35	79.96	66.83	△ 2.0	△ 16.8
62	64.28	53.96	69.19	77.46	65.02	31.7	34.5
63	62.98	52.14	67.58	76.69	62.97	29.6	34.0
平成元	61.64	51.29	66.46	76.29	61.58	8.3	12.3
2	61.01	50.20	66.61	76.76	61.58	△ 2.0	△ 3.8
3	62.67	52.41	67.61	77.05	63.85	△ 11.7	△ 16.4
4	65.37	55.85	69.38	79.80	67.07	△ 22.6	△ 27.9
5	68.60	58.53	72.97	83.96	70.13	△ 20.8	△ 27.9
6	69.09	58.52	74.11	85.06	69.88	6.4	24.4
7	69.24	58.97	74.79	84.61	69.17	20.2	26.4
8	69.26	61.17	77.68	87.54	68.09	5.8	15.4
9	70.39	59.10	78.93	86.32	68.92	0.1	△ 0.4
10	71.53	60.45	79.62	87.37	71.93	△ 23.9	△ 34.2
11	71.35	59.05	80.20	91.31	70.80	27.2	24.9
12	69.15	57.11	78.29	87.62	67.11	33.2	45.4
13	70.65	54.98	77.44	87.37	70.75	△ 21.2	△ 35.4
14	70.20	57.78	80.06	90.24	69.55	9.8	14.3
15	66.98	55.66	78.12	84.43	67.49	16.8	24.3
16	66.16	53.19	77.75	84.46	63.39	23.5	29.1
17	65.07	52.02	75.91	85.44	60.76	15.6	11.9

資料 財政金融統計月報第653号「法人企業統計年報特集」（財務省）

注 労働配分率＝人件費／（人件費＋支払利息等＋減価償却費＋経常利益）

参考1 賃金調査関係資料（当課で所蔵する主なもの）

（官庁関係資料）

- （1）賃金構造基本統計調査報告（厚生労働省）・・・・・・・・・・毎年
- （2）毎月勤労統計調査報告（厚生労働省）・・・・・・・・・・毎月、毎年
- （3）賃金引上げ等の実態に関する調査報告（厚生労働省）・・・・毎年
- （4）民間給与の実態（人事院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎年
- （5）賃金労働時間制度等総合調査報告（厚生労働省）・・・・・・・・毎年

（雑誌関係）

- （1）賃金事情・・・・・・・・・・・・・・・・・・各種賃金調査結果を収録（月2回刊）
- （2）人事実務・・・・・・・・・・・・・・・・・・人事、賃金等の事例や解説を収録（月2回刊）
- （3）労政時報・・・・・・・・・・・・・・・・・・各種賃金・労働条件調査結果を収録（週刊）

（他労働団体、経営者団体等の各種賃金調査資料）

参考2 統計調査の説明

1 毎月勤労統計調査

－厚生労働省、都道府県－

雇用、給与及び労働時間について、全国並びに都道府県別の変動を毎月調査。

<用語の説明>

現金給与総額は、きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額で税込の総額。きまって支給する給与は労働契約、就業規則などあらかじめ定められている支給条件、算出方法によって支給される給与のことで家族手当、超過勤務手当などを含む。

特別に支払われた給与は、夏・冬の賞与や結婚手当など支給条件の発生の都度支給されるもの。

2 賃金構造基本統計調査

－厚生労働省－

毎月勤労統計調査と並んで、我が国の基本的な賃金統計調査である。

本調査は毎年6月1日～6月30日までの1カ月間の事実について調査している。

<用語の説明>

所定内労働時間数は、実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。

きまって支給する現金給与額は、毎月勤労統計調査のきまって支給する給与と同一。

年間賞与、その他特別給与額は、調査期間（前年の1月から12月までの1年間）で支払われた賞与、期末手当等の特別給与額。

3 職種別民間給与実態調査

－人事院、人事委員会－

この調査は、公務員の給与等を検討するため毎年4月現在の民間給与の実態を調査したもので、京都府分については、府人事委員会、京都市人事委員会及び人事院が共同して実施する。

調査対象は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所である。

<用語の説明>

「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。

「時間外手当」とは、きまって支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等の時間外手当をいう。

賃金支払の5原則

賃金支払方法が悪いために労働者が被るであろう不利益を少なくするために労働基準法では、①通貨払、②直接払、③全額払、④毎月最低一回払、⑤一定期日払の5つの原則を定めている。（同法24条）

－厚生労働省編、労働用語辞典より－